

## 吉野川市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、平成29年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年11月28日

吉野川市監査委員 阿部 徳 男

吉野川市監査委員 塩田 智子

### 平成29年度 定期監査の結果に関する報告及び意見

#### 第1 監査の対象

平成28年度吉野川市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### 第2 監査の期間

平成29年7月3日から平成29年10月13日まで

#### 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行については、収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理等が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着眼して監査を実施した。また、経営に係る事業の管理については、各事業が経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて管理されているかどうかに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係職員に説明を求めるとともに、例月出納検査の結果をも考慮した。

#### 第4 監査の結果

##### 1 全体事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。

このため、当該事項については、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

##### 2 個別指摘事項

各課等に対する指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

(1) 管財システム課

吉野川市市有車両管理規則に基づき、運転者の使用前後の点検を徹底するなど、市有車両の運用管理の改善を図られたい。

(2) 都市計画住宅課

未収金の削減に、引き続き努める必要がある。

(3) 生涯学習課

消耗品の購入にあたっては、計画的な予算執行に努められたい。

(4) 学校教育課

消耗品や備品の購入にあたっては、計画的な予算執行に努められたい。

小学校及び中学校が保有する郵便切手類の取扱いについて、精査されたい。

(5) 防災対策課

消耗品の購入にあたっては、計画的な予算執行に努められたい。

(6) 社会福祉課

未収金の回収に向けて、引き続き努力をする必要がある。

(7) 介護保険課

未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。

消耗品の購入にあたっては、計画的な予算執行に努められたい。

保有する郵便切手類の取扱いについて、精査されたい。

(8) 健康推進課

消耗品の購入にあたっては、計画的な予算執行に努められたい。

(9) 水道部

下水道の接続率の向上に、さらに努力する必要がある。

(10) 人権課

未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。

(11) 神島会館

消耗品の購入にあたっては、計画的な予算執行に努められたい。

## 第5 結果に基づく意見

### 1 超過勤務及び休日勤務について

職員に正規の時間を超えて勤務（以下「超過勤務」という。）させようとするときや、休日に勤務（以下「休日勤務」という。）させようとするときは、吉野川市役所処務規則（以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、超過勤務・休日勤務命令簿（以下「命令簿」という。）により、事前に決裁者が命じることとなっている。また、吉野川市事務決裁及び専決規程（以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、1か月の超過勤務と休日勤務の合計が15時間を超えるか否かで当該決裁者が決まることとなっており、決裁者は、職員に超過勤務や休日勤務を命じる場合には、吉野川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第1項の規定に基づき、職員の健康や福祉を害しないように考慮しなければならない。

各課等の命令簿を監査したところ、超過勤務や休日勤務をした後に、勤務職員自らが1か月分の超過勤務や休日勤務の内容をまとめて命令簿に記載し、決裁者の押印を受けている事例や、一部の職員に長時間にわたる時間外勤務が見受けられた。

決裁者は、職員に超過勤務や休日勤務を命じる場合には、規則や規程を遵守するとともに、働き方改革の動向やワークライフバランスの観点から、職員の健康や福祉を害しないように考慮されたい。また、厳しい財政状況が続く中、事務事業を進めるにあたっては、地方自治法第2条第14項の規定に基づき、最少の経費で最大の効果を挙げられるように職員の事務配分を見直すとともに、命令簿の様式の見直しをも検討されたい。

### 2 公印の使用について

公印を使用するときは、吉野川市公印規則（以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、押印すべき文書とそれに係る決裁文書又は証拠書類（以下「決裁文書等」という。）を公印の保管責任者（以下「保管責任者」という。）に提示し、保管責任者による照合、承認、決裁文書等への認印（以下「照合等」という。）を得なければならない。また、規則第2条に規定される公印の種類ごとの用途を遵守しなければならない。

各課等の決裁文書等を監査したところ、指名競争入札や随意契約の予定価格調書作成に係る公印の使用などにおいて、照合等の記録が明確でないものや、自動車の継続検査申請の手続きにおいて、いつ、誰が、どのような方法で照合等を行ったかが明確でないものが見受けられた。

地方自治法第234条第5項の規定によると、市長の記名押印は契約確定のための必須条件である。公印を使用するにあたっては、規則を遵守し、適正な事務処理を進めるとともに、日ごろから関係する公文書の整理に努められたい。